

●香川県警察本部告示第4号

香川県警察公舎等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年9月14日

香川県警察本部長 河 合 信 之

香川県警察公舎等管理規程の一部を改正する規程

香川県警察公舎等管理規程（平成12年香川県警察本部告示第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理責任者)</p> <p>第4条 公舎等の管理に関する事務を行わせるため、管理責任者を置き、当該公舎等の所在地を管轄する警察署長（元山待機宿舎、<u>香川県高松北警察署の管轄区域内に所在する公舎等（うしお北待機宿舎を除く。）</u>）及び香川県高松南警察署の管轄区域内に所在する公舎等（多肥待機宿舎、ルーラルライフ高松待機宿舎及びルーラルライフ高松南待機宿舎を除く。）にあっては、香川県警察本部警務部会計課長）の職にある者をもって充てる。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第7条 公舎等を使用する者（以下「使用者」という。）は、警察本部長が国家公務員宿舎法施行令（昭和33年政令第341号）第13条及び第14条に規定する有料宿舎の使用料の算定方法を基準として別に定める月額の使用料を、当該公舎等の使用を開始した日の属する月分からその使用を終了した日の属する月分まで納付しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(管理責任者)</p> <p>第4条 公舎等の管理に関する事務を行わせるため、管理責任者を置き、当該公舎等の所在地を管轄する警察署長（元山待機宿舎及び<u>香川県高松北警察署又は香川県高松南警察署の管轄区域内に所在する公舎等（うしお北待機宿舎、多肥待機宿舎、ルーラルライフ高松待機宿舎及びルーラルライフ高松南待機宿舎を除く。）</u>）にあっては、香川県警察本部警務部会計課長）の職にある者をもって充てる。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第7条 公舎等を使用する者（以下「使用者」という。）は、警察本部長が国家公務員宿舎法施行令（昭和33年政令第341号）第13条に規定する有料宿舎の使用料の算定方法を基準として別に定める月額の使用料を、当該公舎等の使用を開始した日の属する月分からその使用を終了した日の属する月分まで納付しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

別記様式第1号（第6条関係）

公舎等使用許可申請書							
年 月 日							
香川県警察本部警務部長 殿							
所 属 職氏名 ㊦							
次のとおり公舎等を使用したいので申請します。 なお、使用に際しては、香川県警察公舎等管理規程を遵守します。							
公 舎 等	公 舎 の 名 称		※ 許可・不許可				
	待 機 舎 の 名 称	第 1 希 望	( 号室 ) ※ 許可・不許可				
		第 2 希 望	( 号室 ) ※ 許可・不許可				
	自 動 車 の 保 管 場 所		自動車登録番号（車両番号）				
<input type="checkbox"/> なし			※ 許可・不許可				
<input type="checkbox"/> 1台			※ 許可・不許可				
等		<input type="checkbox"/> 2台以上	※ 許可・不許可				
		連 絡 先 電話（警電）番号					
居住する家族の状況				氏 名	年 齢	続 柄	職 業 等
使用の理由							

備考

- 1 警察職員の家族の者が申請するときは、所属及び職に代えて住所を記載すること。
- 2 公舎等欄は、申請する公舎等の区分に応じ記入し、自動車の保管場所欄には、該当する□に✓印を付すること。
- 3 許可・不許可欄は、記入しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第1号（第6条関係）

公舎等使用許可申請書							
年 月 日							
香川県警察本部警務部長 殿							
所 属 職氏名 ㊦							
次のとおり公舎等を使用したいので申請します。 なお、使用に際しては、香川県警察公舎等管理規程を遵守します。							
公 舎 等	公 舎 の 名 称		※ 許可・不許可				
	及 び 所 在 地						
	待 機 宿 舎 の 名 称	使用を希望する	第 1 希 望	号室 ※ 許可・不許可			
			第 2 希 望	号室 ※ 許可・不許可			
連 絡 先		電話（警電）番号					
家族の状況				氏 名	年 齢	続 柄	職 業 等
使用の理由							

備考

- 1 警察職員の家族の者が申請するときは、所属及び職に代えて住所を記載すること。
- 2 公舎等欄は、申請する公舎等の区分に応じ記入すること。
- 3 許可・不許可欄は、記入しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第6条関係）

公 舎 等 使 用 許 可 証 第 _____ 号 年 _____ 月 _____ 日 殿 香川県警察本部警務部長 印	
年 _____ 月 _____ 日付で申請のあった公舎等の使用については、次のとおり許可する。	
公 舎 等 の 名 称	_____ ( _____ 号室)
自 動 車 登 録 番 号 ( 車 両 番 号 )	
月 額 使 用 料 (うち自動車の保管場所 に係る使用料)	_____ 円 ( _____ 円)
許 可 条 件	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第6条関係）

公 舎 等 使 用 許 可 証 第 _____ 号 年 _____ 月 _____ 日 殿 香川県警察本部警務部長 印	
年 _____ 月 _____ 日付で申請のあった公舎等の使用については、次のとおり許可する。	
公 舎 等 の 名 称 及 び 所 在 地	
使 用 料 (月額)	_____ 円
許 可 条 件	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第9条関係）

同居承認申請書			
		年 月 日	
香川県警察本部警務部長 殿			
		所 属 職氏名	㊟
公舎等に次の者を同居させたいので申請します。			
公 舎 等 の 名 称		( 号室 )	
申 請 者 の 連 絡 先		電 話 ( 警 電 ) 番 号	
同 居 さ せ る 者	氏 名	年 齢	歳
	申 請 者 と の 関 係		
	職 業 及 び 勤 務 先		
同 居 の 理 由			

備考

- 1 警察職員の家族の者が申請するときは、所属及び職の記載の必要はない。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第9条関係）

同居承認申請書			
		年 月 日	
香川県警察本部警務部長 殿			
		所 属 職氏名	㊟
使用に係る公舎等に次の者を同居させたいので申請します。			
使用公舎等の 名称及び所在地			
同 居 さ せ る 者	氏 名	年 齢	歳
	申 請 者 と の 関 係		
	職 業 及 び 勤 務 先		
同 居 の 理 由			

備考

- 1 警察職員の家族の者が申請するときは、所属及び職の記載の必要はない。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第12条関係）

公 舎 等 修 繕 申 請 書	
年 月 日	
(管理責任者) 殿	
所 属 職氏名 ㊟	
次のとおり公舎等の修繕を申請します。	
公 舎 等 の 名 称	( ) 号室
連 絡 先	電 話 ( 警 電 ) 番 号
修 繕 を 必 要 と す る 箇 所	
修 繕 を 必 要 と す る 理 由	

備考

- 1 警察職員の家族の者が申請するときは、所属及び職の記載の必要はない。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第12条関係）

公 舎 等 修 繕 申 請 書	
年 月 日	
(管理責任者) 殿	
所 属 職氏名 ㊟	
次のとおり公舎等の修繕を申請します。	
使 用 公 舎 等 の 名 称 及 び 所 在 地	
修 繕 を 必 要 と す る 箇 所	
修 繕 を 必 要 と す る 理 由	

備考

- 1 警察職員の家族の者が申請するときは、所属及び職の記載の必要はない。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第13条関係）

公 舎 等 退 去 届	
年 月 日	
香川県警察本部警務部長 殿	
所 属 職氏名	㊟
次のとおり公舎等を退去するので届け出ます。 なお、退去に際しては、香川県警察公舎等管理規程を遵守します。	
退去する公舎等の 名 称	( ) 号室
退去予定年月日	年 月 日
退 去 の 理 由	
連 絡 先	電話（警電）番号

備考

- 1 警察職員の家族の者が届出をするときは、所属及び職の記載の必要はない。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第13条関係）

公 舎 等 退 去 届	
年 月 日	
香川県警察本部警務部長 殿	
所 属 職氏名	㊟
次のとおり公舎等を退去するので届け出ます。 なお、退去に際しては、香川県警察公舎等管理規程を遵守します。	
退去する公舎等の 名称及び所在地	
退去予定年月日	年 月 日
退 去 の 理 由	
退去後の連絡先	

備考

- 1 警察職員の家族の者が届出をするときは、所属及び職の記載の必要はない。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。